



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2021年7月8日発行 第69号
事務局長 小島 彬
TEL/FAX : 077-589-3724
Email : akrkojima@ybb.ne.jp

【JSA の存在意義を再確認し、支部の発展を】

個人会員分会 (新事務局長) 小島 彬

政府には科学者の意見を尊重しない姿勢が目立ち、新型コロナウイルスでは約1万5千人もの命が奪われています。その政府の圧力で、学会会議会員も正しいことを表明できにくくなり、国民は真実を知りえない状況にあります。こうした中でJSAは、創立以来科学者・研究者の良心を結集し、あらゆる分野を科学的に見て、必要に応じ政府に物申し、国民に訴え活動してきた誇りうる学術団体であり、その存在意義は増しています。現在大学では僅かの教育・研究費で成果を求められ強く矛盾を感じている教員も多く、みんなで矛盾の根源をよく知り、学内でも展望を持って対処できるよう、入会を働きかけて下さい。

なお全国的には、6割近くの支部で大学等の現役会員が事務局長を務めており、当支部の将来のためにもそのような体制が採れるよう、現役会員の奮起を期待します。

【報告】 JSA 滋賀支部 2021 年度

第 54 回定期大会

個人会員分会(前事務局長) 水原 涉

5月23日(土)に2021年度の支部定期大会を、大学サテライト・プラザ彦根で開催した。昨年と同様、Zoomの併用で実施されたが、河幹事の適切な対応で技術的問題も解消され、沖野幹事の議長のもと、滞りなく進められた。

支部会員の皆さんに送付の大会議案書に詳述している様に、昨期の活動の主な点は以下の通りである。

全国大会、全国支部事務局長・事務局担当者交流会、近畿地区会議(全てZoom会議)などに参加し、積極的に提案や議論を行った。

支部活動では、コロナ禍の中、幹事会名で、①学会会議会員の任命拒否問題では菅首相あて抗議声明を記者発表し、幾つかの新聞で報道されたこと、②種子法廃止

法案について参議院農林水産委員会の委員長と5理事に撤回の要請を行ったことが特徴として挙げられる。支部ニュースも担当幹事の努力で毎月発行され、会員の交流に貢献している。

これらの昨期の活動報告が、会計報告、同監査報告と合わせて承認され、活動計画については、基本的に、昨期の活動内容、継続課題を継承していくことが、予算案と合わせて承認された。

支部活動の基幹となる幹事会の殆どが退職会員で、高齢化問題が深刻である。討論の中で、科学者会議の役割、情勢からの課題などから、特に現役大学人を中心とする幹事会運営が、今まで以上に必要だとの強い意見が出された。当然ながら、そのためにも会員拡大を軸に、支部や分会での、創意工夫をこらした地道な活動が求められる。

幹事選出については3名が退任となり、1名の元幹事が再任された。新体制の下で、更なる活躍を期待したい。

【滋賀支部事務局長退任挨拶】

前事務局長 水原 涉

一昨年、「様々な事実を正しく知りたいということも『学問の自由』であり、市民の権利です」と就任挨拶で書きました。

奇しくも、昨年、学会会議任命拒否問題が起こりました。憲法学上、「学問の自由」の対象は大学等の研究・教育機関に限定されているようです。しかし、「学問」は在野の研究活動から、市民の社会事象等の解明・発言などの知的営為までも含まれるでしょう。この意味で、「学問の自由」の抑圧は市民にとっても大きな問題です。

事務局長の役は、幹事経験2年で仰せつかり、2年間でしたが、不十分ながらも努力をしてきた積りです。今回、事情により退任させて頂くことになりました。この間の皆さんのご協力に感謝します。

【意見】校則問題—何が問題か、どう取り組むか 個人会員分会(滋賀民研) 山上修

(1) 今、何が問題か

校則をめぐる各地で動きが出ています。黒・ストリート以外の頭髮の禁止、地毛証明の提出、ツーブロックの禁止やスカートの丈、靴下や下着の色の規制、スマホの使用規制、性自認と違う制服の強制などやめてほしい、女子にもスラックスを認めて、制服を廃止してほしいなど、校則改正を求める動きです。

これにたいして、学校は、教育目標を達成するために一方的に校則を制定してもよく、社会通念上合理的なら違法ではない、また、頭髮規則は非行防止につながり教育目的に基づく(大阪府・府立高校の主張/21年2月16日大阪地裁判決より)などの考えがあります。

いま、校則をめぐる何が問題なのでしょう。ひとつは、少数者差別をなくす流れの強まりのなか、頭髮、服装などを、校則によって従来通り規制してもいいのか。校則を子どもの意見を聞かずに決めてもいいのか。校則では「清潔で高校生らしく」としか書いていないのに、教師の判断で「ツーブロック」禁止など、校則にもない指導が行われているのか、という問題です。

また校則をめぐる問題で5千5百人*が不登校になっている(文科省19年調査)という問題もあります。

(*「学校のきまり等をめぐる問題」を要因として不登校になった小・中・高校生/文科省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」より、主要因と副要因を合計した数値)

子どもの権利条約(日本も1994年4月批准、5月に発効、以下、条約と略記)では、第13条で、子どもは表現の自由の権利をもつ、第28条で、学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはならない、とし、憲法で保障されている個人の尊重(13条)と表現の自由(21条/一切の表現の自由の保障)は、子どもにも保障されることを明確にしています。

また、条約第12条では、子どもは自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができ、その意見は子どもの発達に応じて十分考慮されなければならない

(意見表明権)とし、大人に対して発言力の弱い立場にいる子どもを支えています。

(2) どう取り組むか

第1に、文科相、教育委員、教師は、子どもを、自由権・学習権(憲法26条、条約28・29条)、意見表明権(条約12条)の行使者と認め、校則の作成・改正など、子どもに関わることについて意見を聞く場を設け、子どもの自由や尊厳、学習権、多様性を保障しなければなりません。(憲法99条/天皇、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員の憲法尊重・擁護の義務、98条/憲法は最高法規であり、これに反する法律、命令、その他の行為は無効。国が締結した国際法規の遵守の義務)。

具体的には、子どもは、自由権・学習権を支えとして、校則や授業のあり方など自分に影響を与える問題について、疑問をぶつけ、こうしてほしいと声を出しましょう。その際、学級会・児童会・生徒会など、子どもの自主的な組織が活用できます(条約15条:子どもは、団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもつ)。

教師は、この子どもの声を無視せず受けとめ、子どもや、時には保護者や地域住民とともに、議論する場をつくり、合意点について改正する、これを文科省、地教委が支える、というとりくみが求められます。

(3) 改革への動きとその意義

「ブラック校則」改善を求める署名1万9千人分が文科省に提出され(3月26日「毎日」電子版)、これを受けて文科省は、社会や時代の変化に合わせて校則の見直しを求める通知を、6月8日都道府県教育委員会などに出しました(6月11日「京都」)。校則見直しを求める通知を学校に出している教委も次々と出てきています。三重県教委は昨年度、校則見直しを促し、今年4月から県立高校ではツーブロック禁止や地毛証明書などを廃止(6月15日「毎日」電子版)。青森県立六戸高校では、生徒と教師に、保護者、地域代表も加えた4者協議会で、学校のルールについて議論し(3月29日「赤旗」)、改善に向かっています。

この動きが、子どもの自治の力を育み、いじめ、不登校、テストで窒息しそうな学校を、自由で、尊厳や多様性が保障され、生き生きと学び成長できる場に変えていく一歩となるよう期待します。

(2021年6月27日記)